本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府若しくはハンガリー政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。次号において同じ。）

［五の二～四十二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年二月二十三日から施行する。

○外務省告示第四十九号

平成三十年二月九日にアピアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　青木伸也在サモア大使

サモア側　トゥイラエパ・ファティアロファア・ルペソリアイ・サイレレ・マリエレガオイ首相

平成三十年二月二十二日

外務大臣　河野　太郎

本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府若しくはハンガリー政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府若しくはアルゼンチン共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。次号において同じ。）

［五の二～四十二　同上］

○外務省告示第五十号

平成三十年二月九日にビエンチャンで、セタティラート病院及びチャンパサック県病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　セタティラート病院及びチャンパサック県病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億四千万円

3　贈与の供与期限　平成三十七年一月三十一日

4　署名者

日本側　引原毅在ラオス大使

ラオス側　カンパオ・ウーンタヴォン外務副大臣

平成三十年二月二十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第五十一号

平成三十年二月十二日にテヘランで、テヘラン市医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　テヘラン市医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億三千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年五月三十一日

4　署名者

日本側　小林弘裕在イラン大使

イラン側　モフセン・アサディラリ厚生省国際担当大臣代行

平成三十年二月二十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第五十二号

平成三十年二月十二日にテヘランで、テヘラン市大気汚染分析機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　テヘラン市大気汚染分析機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億四千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小林弘裕在イラン大使

イラン側　モフセン・プールセイエドアガイーテヘラン市交通・運輸担当副市長

平成三十年二月二十二日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市池島町長根一の二、砥屋四三の三一から四三の三七まで、堀切一八の二七、一八の二八、一八の三〇から一八の三二まで、一八の三五、一八の三六、一八の三九、一八の四一から一八の四四まで、一八の一二四から一八の一二七まで、一八の一三〇から一八の一三二まで、一八の一四七、一八の一四九、神手二二の六、二二の八、二二の二一から二二の二三まで、二二の三三、二二の三三、松ノ田和五の一・六の一・一三の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の一一、一三の一三、一三の二六、一九、二〇の一、崩田二四の一、二四の二、二五の七、二五の一四から二五の一八まで、二五の二一、二五の二三、山口一五の一、一六の一、二一の一四、小渡町間ケ島二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二の一、二の二、七の一、七の四、八、八の一、一七、一八、下平二の二、二の五、二の一一、九の一、一〇、一九、二〇、二一の一、二一の二、榎洞三の一、三の二、四の二、一〇、一二の三、二二、二三の一、二三の二、串毛一の二、二の一、二の二、九の三から九の一〇まで、広畑五の一、五の二、六二の一、六二の六、六二の七、七二の一、石田六、八の一、八二の二、一七の五、宮前一、二、三の一、三の二、四の一、四の二、一〇の一、一〇の二、一八、一九の一、四四、寺ノ下三七の二、峰田五〇・五九の一・五九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、渡瀬二の一〇、二の一四、九の一、九の二、一〇、一〇の一、一一の一から一一の三まで、一二の二から一二の六まで、一二の九、一九の一〇、二五の一から二五の四まで、二五の六、二九の九、七升蒔二九の一、三〇の一、三〇の四、三一、三二、三三の一から三三の三まで、宮ケ洞一の一、一の二、薮下一七の一、一七の四、一七の八、二〇の一、二一、ゼニガメ二の六、五、六の二、九の五、九の一二、九の一三、九の二〇、九の二一、九の二五、麦久保一八から二〇まで、セイゴ六の二四、六の二八、六の三三、六の三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

広畑五の二（次の図に示す部分に限る。）、渡瀬二五の一・二五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。